

夏の交通安全県民運動

7月11日(金)〜20日(日)

ゆずりあう心で夏の交通事故防止


照会先 交通防災課 ☎ 7736

夏場を迎え、暑さによる疲労や行楽地へのレジャーの機会が増えることにより交通事故の多発が予想されます。一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止に努めましょう。

新しい自転車の交通ルール (道路交通法一部改正)

【自転車の歩道通行について】

車道と歩道がある道路では、原則として自転車は車道を通行しなければなりません。道路交通法の一部改正により下記の場合は歩道を通行することができます。

- ◆道路標識で指定された場所 
- ◆13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の障がいをもつもの（内閣府で定める者）が運転する場合
- ◆交通状況からやむをえない場合（道路工事や駐車車両などによって車道の通行が困難な場合 など）

※ただし自転車は車道通行が原則であることには変わりありません。

【13歳未満の子どもを自転車に乗車させる場合、その保護者はヘルメットを着用させるように努めなければなりません】

やめよう！ 迷惑駐車・違法駐車

迷惑駐車や違法駐車は、通行の妨げになることはもちろん、駐車車両の直前直後は危険な環境を作りだし、交通事故の原因となる危険な行為です。1人ひとりが交通ルールとマナーを守り、安全・安心なまちづくりに皆さんのご協力をお願いします。

水難事故の防止

照会先 中濃消防組合関消防署 ☎ 23-0119

本格的な夏の到来とともに、魚釣り、バーベキュー、キャンプなど、河川に出掛ける機会が多くなりますが、せっかく楽しい行楽も、ひとつ間違えると惨事にもなりかねません。

昨年、中濃消防組合管内では9件の水難事故があり、そのうち4人の方が亡くなりました。

次のことに気をつけて、楽しく河川で遊びましょう。

- 飲酒して河川に入ることは絶対にしない。
- 好天でも河川が増水しているときは、河川に入らない。
- 上流地域での集中豪雨などによる急な増水に注意する。
- 釣りをする場合は、ライフジャケットを着用する。
- 河川はプールとは違い、流れや深みがあるため、自分の泳力を過信しない。
- 保護者は、小さな子どもから目を離さない。

